

全国の司法書士会一覧

札幌司法書士会
011-281-3505

函館司法書士会
0138-27-0726

旭川司法書士会
0166-51-9058

釧路司法書士会
0154-41-8332

宮城県司法書士会
022-263-6755

福島県司法書士会
024-534-7502

山形県司法書士会
023-623-7054

岩手県司法書士会
019-622-3372

秋田県司法書士会
018-824-0187

青森県司法書士会
017-776-8398

東京司法書士会
03-3353-9191

神奈川県司法書士会
045-641-1372

埼玉司法書士会
048-863-7861

千葉司法書士会
043-246-2666

茨城司法書士会
029-225-0111

栃木県司法書士会
028-614-1122

群馬司法書士会
027-224-7763

静岡県司法書士会
054-289-3700

山梨県司法書士会
055-253-6900

長野県司法書士会
026-232-7492

新潟県司法書士会
025-244-5121

愛知県司法書士会
052-683-6683

三重県司法書士会
059-224-5171

岐阜県司法書士会
058-246-1568

福井県司法書士会
0776-30-0001

石川県司法書士会
076-291-7070

富山県司法書士会
076-431-9332

大阪司法書士会
06-6941-5351

京都司法書士会
075-241-2666

兵庫県司法書士会
078-341-6554

奈良県司法書士会
0742-22-6677

滋賀県司法書士会
077-525-1093

和歌山県司法書士会
073-422-0568

広島司法書士会
082-221-5345

山口県司法書士会
083-924-5220

岡山県司法書士会
086-226-0470

鳥取県司法書士会
0857-24-7013

島根県司法書士会
0852-24-1402

香川県司法書士会
087-821-5701

徳島県司法書士会
088-622-1865

高知県司法書士会
088-825-3131

愛媛県司法書士会
089-941-8065

福岡県司法書士会
092-714-3721

佐賀県司法書士会
0952-29-0626

長崎県司法書士会
095-823-4777

大分県司法書士会
097-532-7579

熊本県司法書士会
096-364-2889

鹿児島県司法書士会
099-256-0335

宮崎県司法書士会
0985-28-8538

沖縄県司法書士会
098-867-3526

こんなときには 司法書士に相談を

- 相続による土地や建物の名義変更手続
- 土地や建物の贈与
- 借金が多いので相続を放棄したい
- 会社役員が死亡したので登記手続が必要
- 相続登記をしたいが、相続人の一人が行方不明
- 遺産分割をしたいが、協力しない相続人がいて話がまとまらない
- 高齢の親が認知症になり、財産管理が必要
- 親が亡くなり、遺言が見つかった
- 相続に伴い、預金の解約手続が必要

発行



日本司法書士会連合会

Japan Federation of Shihō-shoshi's Associations

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

TEL : 03-3359-4171

にっしれん 検索

法定相続情報証明制度
特設サイト



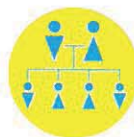
相続手続が
変わりますよ！

「存知ですか？」



日本司法書士会連合会

法定相続情報 証明制度が 始まります。



どういうもの？

法務局に法定相続人に関する情報を一覧図にした「法定相続情報一覧図」の保管を申し出ることにより、以降5年間、無料で法務局の証明がある法定相続情報一覧図の写し（法定相続情報証明）の交付を受けることができるようになりました。



何に使える？

これまで相続による不動産の登記を申請する際は、原則、申請する法務局ごとに、被相続人（故人）の出生から死亡までの戸籍謄本など相続を証明する書類一式を提出する必要がありました。今後は、法定相続情報証明1通を提出することにより申請が可能となります。特に、複数の法務局管轄内に不動産をお持ちの方が相続手続をする場合は、法定相続情報証明を複数取得すれば、重複して戸籍謄本を入手しなくても登記の申請ができるようになります。また、**相続登記**以外の次のような場合にも法定相続情報証明を利用すれば、スムーズに手続を行える可能性があります。

- ① 預貯金の相続手続
- ② 保険金の請求、保険の名義変更手続
- ③ 有価証券の名義変更手続



証明の取り方は？

法定相続情報証明の交付を受けるための手順は次のとおりです。

STEP1 申し出のための添付書面を収集

市役所などで被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本と住民票（除票）の写し、相続人の戸籍謄本、住民票の写しなどの法定相続情報一覧図の保管の申し出のための添付書面を収集する。

STEP2 法定相続情報一覧図と申出書を作成

申出書には、
① 申出人の住所、氏名、連絡先、被相続人との続柄
② 利用目的
③ 交付を求める通数
④ 申し出の年月日
などを記載しなければなりません。

STEP3 法務局に申し出を行う

申し出を行う法務局は、被相続人の本籍地又は最後の住所地、申出人の住所地、被相続人名義の不動産の所在地を管轄する法務局でなければなりません。そこに申出書と法定相続情報一覧図、添付書面を提出します。登記官はこれらの書面を確認して間違いがなければ法定相続情報証明を交付します。なお、申し出の際に添付した戸籍謄本などの書面は返却されます。

法定相続情報証明のことなら
司法書士にご相談を！！